

# 第三共和政成立の政治過程

高 村 忠 成

## 目 次

1. 序論
2. 国防政府と国民議会
3. パリ・コミューン
4. ティエール大統領と政体問題
5. 王党派の巻き返し政策
  - (i) 道徳的秩序
  - (ii) セプテナ法
6. 1875年憲法
  - (i) ワロン修正案
  - (ii) 憲法規定
7. 共和政の定着
8. 共和政の推進勢力
9. 結語

## 1. 序論

近代フランス政治史は、フランス革命によってその幕を開けた。というのも、その革命は新たな原理に基づいて、フランスの国家構造を組み換え、国民統合の新しい形態を生みだそうとする大きな試みだったからである<sup>(1)</sup>。換言すれば、国民主権や人権の原理に立脚した、新しい国民共同体を創出しようとする実験に他ならなかった。

もっともその試みは、容易には成功するはずはなく、フランスはその革命以降、新しい国民共同体の形態を模索して、試行錯誤を繰り返した。すなわち、政治体制の面でいえば、王政、共和政、帝政という形態のどれを定着させるかをめぐって激しく揺れ動いたのである。その政治体制のいずれも、フランス大革命期からナポレオン時代において、ひと通り経験したが、それ以降においても、19世紀を通じて、第1帝政、復古王政、7月王政、第2共和政、第2帝政というように、めまぐるしい変化を繰り返したのである。

なぜこのように政治体制が激しく揺れ動いたのかといえば、それは結局のところ、国民統合の基軸をどこに置くか、ということをめぐる相剋が続いたところにある

といえよう。すなわち、国王なり、皇帝なり、専制的な執行部門に軸足を置いて国民統合をはかっていくのか、それとも、議会共和政というように、立法部門を中心として国民の合意の形成をはかりながら統合を試みていくのか、という問題である。フランス革命以後のフランス政治体制の流れは、国王、皇帝か、もしくは、議会かというように、国民統合の中心部をどこに定めるかをめぐっての争いの歴史であったといえよう。

もちろん、こうした政治体制の形態をめぐる主導権争いの背後には、それを推進する勢力と、その背後にある主体の問題、すなわち、社会階層の存在がある。各層、各勢力とも、自分の利益を守るためにはどのような政治体制が有利なのか争ったのである。大きく図式化していえば、君主政を支えたのは封建的な土地貴族、地主階層であったし、帝政の背後には、農民や富裕な市民階層が、そして、共和政を支持する層には、新興の都市の市民階層や労働者階層がいた。もちろん、こうした政治体制とそれを支えた社会階層の問題は、厳密な分析を必要とし、単純に図式化して論ずることは慎まなければならない。ここでは、以上のように、大きく分類して指摘するのにとどめておく。

じつは、第3共和政は、フランスがフランス革命以後、いかなる政治体制をとるか、国民統合の形態をどのようなものにするか、についての論争に決着をつけた時期であった。すなわち、いうまでもなく、フランスは共和政をもってその政治体制とすると決めたのである。王政、帝政、共和政と目まぐるしく変化したフランスの政治体制は、第3共和政をもって共和政を確立し、以後、変化することはなくなった。フランスは共和政体の国家となったのである。その意味で、「第3共和政は、たんなるひとつの体制ではなかった。それは、フランス史におけるひとつの極だった期間を形成した<sup>(2)</sup>」といえるのである。

だが、第3共和政は、何の問題もなく速やかにその成立をみたわけではなかった。第2帝政崩壊後、いかなる政治体制をとるのか、各政治党派間で、諸集団の間で、そして社会階層間で激しい攻防戦が展開されたのである。その争点は、前述した通り、執行部の行政権に優位を置いた国民統合の形態をとるのか、それとも立法部である議会を重視した共和政体にするのか、という所にあった。

ここでは、以上のことを念頭に置きながら、第3共和政が発足し、それが定着するまでの政治過程について考察することにする。期間でいえば、1870年9月から1877年12月までの約7年間である<sup>(3)</sup>。7年かけて定着した第3共和政は、しかし、その後70年間も続いた。フランス革命後の政治体制が、いずれも15年ないし18年以上は継続しなかったことを考えると、第3共和政のこの長さは異例である。その原因はどこにあったのであろうか。デュヴェルジェ (*Maurice Duverger*) の指摘を紹介しておこう<sup>(4)</sup>。

第1に、1875年憲法が、1789年以来引き裂かれた革命のフランスと、アンシャンレジームのフランスという2つのフランスの平和的共存を可能にしたこと。1875年憲法は、穏健左派と穏健右派の間で成立した妥協の産物であり、この憲法によって左右両極の極端派が無力化したこと。

第2に、簡潔で、必ずしも明確であるとはいえない1875年憲法の柔軟性が、かえって体制を存続させるのに効果的に機能したこと。

この2点はそれなりの説得力をもつが、最後に1点つけ加えておく必要がある。それは、フランス革命以後の多角的な社会の発展は、多様、多元的な勢力を生み出し、それらを統合し、統治するには、共和政が一番適するようになっていたということである。ティエール (*Louis-Adolphe Thiers*) がいうように、「共和政がわれわれを最も分裂させない政体である」 (*La République est le gouvernement qui nous divise le moins*) という時代に入っていたのである<sup>(5)</sup>。

## 2. 国防政府と国民議会

第2帝政の末期、ナポレオン3世 (*Napoléon III*) は野党共和派らの改革要求に押されて、その政治体制を変更していった。すなわち、当初のいわゆる専制帝政から自由帝政へ、そして議会帝政へと譲歩していったのである。1870年5月8日、新しい憲法案が国民に示され、人民投票に付された。その結果は、案を承認する者が「735万142票、反対が153万8825票であった<sup>(6)</sup>」。圧倒的多数をもって憲法案は承認されたのである。

この数字は、1851年にルイ・ナポレオン・ボナパルトがクー・デタに対して受けた740万票、1852年に皇帝になった時の780万票に近く、ナポレオン3世は、「私は信任を受けた」 (*J'ai mon chiffre*) といつて満足した。一方、帝政と対立する共和派のガンベッタ (*Gambetta*) らは、「帝政は、かつてないほど強力になった」 (*L'Empire est plus fort que jamais*) といつてくやしがった<sup>(7)</sup>。

第2帝政は、当初はその専制的な色彩の強い性格や、ナポレオン3世の対外政策の失敗など、さまざまな要因によって政治的には不評であったが、しかし、長い目で見ると、経済的發展や、政治の民主化なども見られ、不安定ながらも一定の成果を示していた。その証拠に変動めまぐるしいフランス革命以後のフランスの政治体制の歴史の中にあつて、第2帝政は18年近くも存続を保っていた。第2帝政の評価は肯定的、いな、高まっている<sup>(8)</sup>。1870年5月の議会帝政への転換に成功し、皇帝と議会による国民統合のシステムを作動させていたならば、あるいは第2帝政はもっと長く、その体制を存続させていたかもしれない。

しかし、体制の破綻は思いもよらないところからきた。いわゆる対外戦争での敗北である。普仏戦争でプロシアに大敗をきしたのである。ナポレオン3世としても、ドイツ・プロシアの動向に無関心でいたわけではない。ドイツを分断させておくこと、そのためにプロシアの強大化を阻止することは、対外戦略上必要なことはよく理解していた。だが、プロシアの宰相ビスマルク (*Bismarck*) は、戦略的にナポレオン3世より、はるかに上であった。プロシアの在フランス大使として、パリにも住んだ経験のあるビスマルクは、ナポレオン3世の手のうちを知り尽くしていた。彼の軍事的な能力を見ぬいていた。いわゆるエムス電報事件 (*La dépêche d'Em*) によって、ナポレオン3世は見事にビスマルクの罠にはまった。かくて1870年7月

19日に始まった普仏戦争 (*Guerre Franco-allemande*) は、着々と準備をすすめてきたプロシア軍によって、フランス軍は圧倒的な敗北をきし、9月2日、ナポレオン3世はベルギー国境の町スダンで捕虜となってしまった。

ナポレオン3世が敵の手に落ちたとの報らせがパリに届くや、パリ民衆の自然発生的な蜂起が起こり、9月4日、ナポレオン3世の退位と帝政の廃止が宣言された。帝政にかわって共和政が宣言され、ガンベッタをはじめとするパリ選出の議員で構成される臨時の国防政府 (*Un gouvernement de la Défense nationale*) が誕生した。ナポレオン3世はロンドンに亡命し、パリ民衆は熱狂的に共和政の受け入れを表明した。といっても、この段階での共和政は、まだ国民すべての承認を受けた正統性をもつものではなかったということはいうまでもない。

国防政府の首班にはトロシュ (*Trochu*) 将軍が就き、内相にガンベッタ、外相にファール (*J. Favre*)、法相にクレミュー (*Crémieux*)、財務相にピカール (*Picard*) らが就任した。この政府の目的は、プロシアの攻撃から祖国を防衛することと、パリの騒乱がフランス全土に広まらず、国内の秩序、安定が保てるようにすることにあつた。しかし、祖国防衛といってもその方法は多様であり、政府内でもすぐに意見の分かれるところとなつた。政府全体としては、速やかにプロシアとの和平にもち込み、一刻も早く戦争を終了させたいという空気が濃厚であつた。だが、ガンベッタなどは徹底抗戦を主張して譲らなかつた。国防政府部内においても、考え方に大きな開きがあつたのである。

そのような中、1870年10月27日には、バゼーヌ (*Bazaine*) 元帥ひきいる17万の軍隊がメッツで降伏し、また、諸外国の協力をえようと外交努力を重ねていたティエールの試みも失敗した。フランスの決定的な敗北が濃厚な状況になつたのである。それでも、パリの民衆や急進派はあくまでも徹底抗戦の主張を変えず、かえって国防政府が祖国防衛を疎かにしないかを監視するため、パリの各区に「監視委員会」を設置した。さらにその上に、その委員の代表と、パリ国民軍各大隊の代表とからなる「20区中央委員会」が置かれることになつた。かくしてここに、フランスには国防政府と、「20区中央委員会」という二重権力の状態が出現することになつたのである。

国防政府は、表面的には抗戦するという強気の構えを示していたが、本音では、パリ民衆の蜂起を恐れ、しかもプロシア戦での勝算も見込めないところから、早く戦争を終結させたいと思つていた。農民をはじめ国民の多くも、即時停戦、和平を望んでいた。これに対して、「20区中央委員会」やパリ民衆は抗戦を主張し、そのような熱気におされて、ガンベッタなど一部急進共和派もあくまで戦う決意でいた。

10月27日のメッツ陥落の知らせにもパリ民衆の抗戦意欲は衰えず、かえって和平反対、コミューンの選挙を唱えて、10月31日にはパリ市庁舎に乱入した。ついに国防政府も、こうした抗戦勢力には対抗する姿勢をとることになり、即時講和と合法政権の樹立を基本方針として、人民投票 (*un plébiscite*) の形でその賛否をとることにした。

11月3日、その選挙は行なわれ、国防政府に賛成する者55万70票、反対の者6万

2000票で、国防政府は圧倒的多数の支持をえることに成功した。しかも、コミューンの選挙ではなく、パリの区長と助役の選挙を実施することによって、コミューン選挙にかえることとして、国防政府は満足のいく結果を手にする事ができた。ここに国防政府は、十分とはいえないまでも選挙で正当性を確保し、合法的な行政機構としての体裁を整えることに成功したのである。但し、先の人民投票には大量の棄権者がいたことを忘れてはならないであろう<sup>(9)</sup>。しかも、1871年1月18日には、ドイツ帝国がヴェルサイユ宮殿鏡の間で成立声明を発表するという、フランス国民にとっては屈辱的な経験をする事となった。そのうえ1月19日には、フランス軍4000名の犠牲者を出すという敗北をきした。ここについて、休戦は避けられない状況となり、1月22日、国防政府はファーブルを代表として、ドイツとの休戦交渉を開始した。ファーブルは、ビスマルクの提示した苛酷な条件をのみ、1月28日、休戦協定に調印した。政府が厳しい条件をのんでまで協定に応じたのは、もしこのまま戦争を続けて敗北すれば、パリの革命的情勢はさらに悪化し、取り返しのつかない状態になってしまうと懸念したからである。

なお、この休戦協定の締結にあたって、ビスマルクはひとつの条件を提起した。それは、国防政府が急ごしらえの臨時政府であって、最終的な和平条約を結ぶ正当性をもっていない。そのため、正当性を有する国民代表の機関が必要である、というものであった。具体的には、休戦協定に「8日間以内に召集される国民議会 (*l'Assemblée Nationale*) のみが、フランスの名において本格的な和平交渉をなしうるものである」との一文が入れられたのである。手続的には当然の措置であったといえよう。

その結果、2月8日、国民議会の選挙が行なわれた。争点は、戦争継続か、即時講和かであって、この時点では、第2帝政崩壊後のフランスの政治体制をどうするかということは議題にならなかった。選挙は、43県がドイツ軍の占領下にあり、ドイツが選挙集会を禁止、交通路は多くが戦争で遮断される、という状態の中で行なわれた<sup>(10)</sup>。その結果、即時無条件講和を訴えた保守派が大勝利し、戦争の遂行を主張した急進派、過激派が敗北した。具体的には、王党派が768議席中、400議席を獲得し、共和派が200、帝政派が30、という内訳であった<sup>(11)</sup>。

この選挙の結果により、王党派、帝政派、穏健共和派が平和と秩序を望み、急進派や革命派が戦争を継続させるという図式が明らかになった。さらにいうと、パリや少数の熱狂的愛国主義者が抗戦を、地方や多数の保守、穏健派が平和を希望するという形態である。

新しい国民議会は、2月12日、ボルドー (*Bordeaux*) の劇場で開かれたが、多くの議員が農村部から選出されていたので「田舎議会」 (*Assemblée de ruraux*) と渾名された<sup>(12)</sup>。13日には、国防政府を代表して、ジュール・ファーブルがボルドーにきて、政権を国民議会に委譲した。国民議会は、反ガンベッタ派の穏健共和主義者グレヴィ (*Gréy*) を議長に選任したあと、ティエールをフランス共和国行政長官 (*chef du pouvoir exécutif de la République française*) に任命し、彼に政治の実権を託した。ティエールはフランス政界の大物で、もともとオルレアン派であったが、こ

の頃には保守的共和主義に傾斜していた。彼はただちに、反ガンベッタ派の穩健共和派と王党派からなる連合内閣を組閣し、共和派と王党派の双方の妥協をはかる形態をとったのである。

なお、国民議会議では王党派が優位を占めたが、では、なぜ王党派は自らの手で政権の実を握ろうとしなかったのであろうか。いいかえると、議会は王党派によって占められていながら、共和政が宣言されたのである。ここにひとつの矛盾があった<sup>(13)</sup>。その理由は、将来、王政復古を果たした時、もしドイツとの講和条約が不利な場合、その責任を王党派が問われることになるのではないかと懸念し、しばらく共和主義的な政治体制を承認しておこうという計算であったとされている。

このティエール政権も、あくまでも臨時的なものであり、ドイツとの講和を果たすための政権でしかなかった。将来の政治体制をどうするか、その審議は後にするということを決めたのが、「ポルドー協約」(Pacte de Bordeaux)であった<sup>(14)</sup>。すなわち、2月19日、ティエールは、王政にするか、共和政にするかの決定は、平和回復後に行なうとするとし、その旨を議会で説明して了承をえた。ここに、超党派で、臨時的な共和政がしかれることになったが、最終的な政治体制の決定は、早晩なされなければならない課題となったのである。

政治体制の決定の前に解決すべき最大の難関が、ドイツとの講和問題であった。交渉が続けられ、2月26日、ティエールは、ドイツとの間で、仮の講和条約を締結した。それは、①50億フランの賠償金の支払い、②アルザス全土とロレーヌ北半分のドイツへの割譲、③条約批准までのドイツ軍のパリ占領、④賠償金の支払いの保証としてのドイツのフランス駐留、という大変に厳しいものであった。条約の内容をめぐる、またも、パリと地方、熱狂的愛国主義者と平和主義者との間で激しい対立が起こった。だが、3月1日、仮講和条約は国民議会で、546対107で批准が決まった<sup>(15)</sup>。ここに平和は回復され、ティエールは平和の実現者、領土の解放者 (*le libérateur du territoire*) となったのである。

平和の回復とともに、ティエールは政府をパリに戻したが、議会は急進的な空気の強いパリを避け、ヴェルサイユに置くこととされた。ところが、仮講和条約の内容といい、議会議をパリから遠ざけて、いつの日かの王政復古にそなえようという意図的な措置といい、ことごとくパリ民衆の反発を招くことになった。ここに、パリの急進派や熱狂的な愛国主義者たちは、1871年3月28日、ティエール政府と真向うから対決姿勢を打ち出すことになった。いわゆる「パリ・コミューン」(*la Commune de Paris*) の宣言である<sup>(16)</sup>。

### 3. パリ・コミューン

ティエールは、パリの反乱を許さなかった。過去の革命拡大にいたる反省をふまえて、初期の段階において断固たる態度をとることにした。国民衛兵の俸給を廃止し、家賃支払いの猶予も停止した。こうした措置はパリの庶民の生活を直撃したのである。

一方、パリの愛国的市民も、ドイツとの仮講和条約を屈辱的和平とし、政府への敵対的姿勢を強めた。パリ市民は自発的に国民衛兵とよばれる武勇兵組織を強化し、そこから「国民衛兵中央委員会」を構成して、抵抗闘争の中核にすえた。こうした市民の動きに対して、政府は3月15日、国民衛兵の武装解除、「国民衛兵中央委員会」の解散を命令して、政府軍による攻撃を試みた。

3月18日、政府軍はモンマルトルの丘にある大砲の奪回をはかったが、逆に、国民衛兵や民衆の反撃にあって失敗するという失態を演じてしまった。これを機にパリ民衆の怒りは一気に高まり、その勢いにおされた政府は、政府軍とともにヴェルサイユに遁走することになった。ここに、パリは権力の空白状態になるとともに、パリをコミューンとする機運が高まり、3月26日、パリ民衆23万人は、コミューンという自治機関を選出することに決めた。

コミューンとは、元来、市町村などの自治体を指す言葉であるが、パリ市の場合、パリが首都のため、自治権は認められていなかった。セーヌ県知事の直接統治のもとに諮問機関がおかれているだけであった。したがって、そのパリがコミューンを形成するということは、パリによる中央政府への反乱であり、政府としては制度上、断じて容認することはできなかったのである。

3月26日、パリ各区の市民の普通選挙で市議員が選出され、その議員85名によってコミューンが形成された。選出された議員の顔ぶれは、小市民的急進派のジャコバン主義者が多く、ブルジョア共和主義者がそれに続き、ブルードン派、そして数人のブランキ派が入っていた。そして、3月28日、市庁舎前の広場を埋めつくした民衆の前で、「コミューンの成立」が高らかに宣言された。ここにパリでは、旧権力機構は解体し、新しい形の自治区、パリ・コミューンが創設されることになった。しかし、それは一国の中に2つの政治体制を認めないヴェルサイユ政府との決定的な対立を生むことになり、その闘争は、5月末まで、2カ月間に及ぶことになったのである。

パリ・コミューンは、国家権力の機関として宣言され、民衆の代表が、立法、行政、司法の三権を掌握するという形をとった。民主的な統治機関をめざしたのである。3月29日、コミューンは執行委員会 (*la Commission exécutive*) を中心に、軍事・保安・財政・司法・食糧・労働工業交換・公共・教育・外務の10の委員会を設けて活動を開始した。すぐに、徴兵制度を廃止し、家賃支払いの延期布告令を出し、外国人のコミューン参加を認めた。

4月2日、コミューンの役人の最高俸給を1カ月500フランとし、政教分離して宗教予算を廃止した。また、宗教団体所属の財産は国有財産に組み入れることになった。4月17日には、あらゆる種類の負債の償還を3カ年猶予し、負債は無利息とするという法律が定められた。5月に入ると、労働賃金の擁護に関する布告が出され、教育制度の改革が着手された。すなわち、無料の義務教育、非宗教的初等職業教育、完全教育が打ち出されたのである。その他、官吏の兼職は禁止され、汚職は死刑とされた。このようなパリ・コミューンの政策は、パリの民衆、とくに労働者の希望を強く反映したものであった。

パリ・コミューンは、パリが政府の管理や監督から自立し、失われていた自治権を奪還しようとした自己解放、自主管理の試みであったと性格づけられる。そこには官僚制も常備軍もなかった。市民はすべて国民衛兵に参加し、市長はじめすべての官吏は選挙で選出された。その給与は労働者と同じで、不正があった場合は、すぐに罷免された。政治的自由が尊重され、カトリックの特権は廃止、義務教育は無償とされた。パリ・コミューンの政策は、いわゆる社会主義的なものではなかった。しかし、多分に労働者に有利になるような施策が多かったことは事実である。パリ・コミューンは「労働者の政府」といわれたが、それを担った人たちには、近代的な意味での労働者、すなわち、工場労働者は一人もいなかった。当時労働者といわれた約25万人は、小親方や職人など、伝統的な職業にたずさわっていた小ブルジョア階層とってよかった。

そうした中でパリ・コミューンが、政治的な自由とともに経済的、社会的な平等を追求したことも事実である。民衆は、1848年以來の民主的、社会的な共和政を渴仰していた。パリ・コミューンは、その理想を実現しようとしたひとつの方途でもあった。人民主権の原理にのっとり、直接民主主義を志向した。人民による直接統治のモデルを築こうとしたのである。

パリ・コミューンは、このようにフランス革命以來のあらゆる政治的、社会的な理想を体現しようとした試みであったが、しかし、その政治運営は成熟したものとはいえなかった。いたるところで矛盾が露呈したのである。たとえば、国家中央との連繫を断つとしておきながら、フランス銀行や証券取引所などの資本主義中枢の制度はそのままとし、むしろ国民衛兵の兵士の給料を支払うのに、フランス銀行から借り入れをするというありさまであった。また、パリのコミューンに呼応して、地方にもいくつかのコミューンが誕生したが、それらのコミューンとの連繫はとらなかつた。もしその時点で、パリ・コミューンが地方のコミューンと連繫していれば、コミューンは全国的な規模での内乱にと発展していたかもしれない。だが、パリ・コミューンはそれをやらなかつた。あくまでもパリだけのコミューンとして孤立して終ってしまったのである。それに対して、パリ・コミューンと対峙することになったティエールは巧妙であった。コミューンに対して、断固たる態度をとったが、決して焦ることはなく、着々と鎮圧の体制を整えていった。政府側の兵士は、当初わずか3万しかいないとされたが、ティエールは徹底して軍備の増強につとめた。すなわち、ビスマルクと交渉して、捕虜になっているフランス兵を何回かにわたって返還してもらい、パリ攻撃の体制をかためたのである。ビスマルクも、有利な条件で最終的な講和条約の締結にもち込むことを望んでいたもので、ティエールの要望を聞き、ヴェルサイユ政府を助けることにした。

かくして準備の整った政府側は、5月上旬から大攻勢をかけ、とくに5月21日から28日の「血の1週間」(*Semaine sanglante*)で、パリ・コミューンを壊滅させたのである。死者2万、逮捕者約4万、裁判による死刑270名、流刑者は3500人に及んだ。ここに、熱烈たる愛国心に燃え、人民による自主管理をはかり、平等主義的な社会共和政をめざしたパリ・コミューンは、72日間の生命を終えた。この間、5



月10日、ティエール政府は、ドイツとの間で正式なフランクフルトの講和条約 (*le traité de Francfort*) を締結し、戦争を正式に終了させていたのである。

パリ・コミューンの敗北によって、それが理想とした直接民主主義や、社会的共和政の実現は失敗に終わった。何よりもフランス革命以来たびたび試みられたパリによる政治支配は、その夢を果たせなかったのである。しかし、パリ・コミューンが後世に与えた影響は大きかった。まず、それは何よりも後の国際的な社会主義運動の理想となった。パリ・コミューン自体は、決して近代的な意味での社会主義運動ではなかったが、とくにマルクスが、それを、「階級闘争の象徴であり、ブルジョアに対するプロレタリアートの反乱の印である<sup>(17)</sup>」、本質的には労働階級の政府であると評価したことから、後の社会主義運動の目標となったのである。

しかし、パリ・コミューンが、フランス政治の流れの中で、大きな意味をもったのは、ティエール政府が、それを断固たる態度で粉砕したことの方であった。すなわち、ティエールが社会共和政をめざしたコミューンを弾圧することによって、自らが秩序の維持者であることを誇示したため、多くの国民は、共和政に安心感を懐くようになったのである。パリ・コミューンを乗り越えたティエールの態度が、人々の心の中から、共和政に対する不安感を除去していったといえよう。じつに、「第3共和政の形成は、パリ・コミューンの抑圧を通じて、共和政が社会防衛の前衛としての役割を果たしうることが明らかになった結果として実現した<sup>(18)</sup>」のである。

#### 4. ティエール大統領と政体問題

1871年5月10日、フランクフルト講和条約でドイツとの戦争を終着させ、パリ・コミューンを弾圧して社会共和政の危機を乗り越えたティエール政府にとって、次の課題は政治体制の決定という問題であった。すなわち、王政にするのか、それとも共和政を恒常化させるのか、という課題である。それは、2月19日の「ボルドー協約」によって約束していた国家体制を決定するという問題であり、新たな憲法制定という問題でもあった。

第2帝政崩壊後の政治体制をどうするかという問題は、当時の政治的諸党派間の最大の関心事であり、各党派とも、それぞれ自説に固執して譲らなかった。王党派は王政を、共和派は共和政を、そしてボナパルト派は帝政を、主張したのである。

そうした中でティエールは、もともとはオルレアン派であったが、自らが行政長官となり、また、目下の時代状況や国民感情を考えると、保守的な共和政が、国民をまとめるのに一番適しているのではないかとの考えを強めるようになった。とくに、国民の多くは、パリ・コミューンに代表される左からの社会共和政には脅威を感じているし、右からの王政にも異和感をもっている。現実的には、たしかに王党派は議会では多数派を占めている。しかし、それは選挙制度の問題やドイツとの戦争状況下での選挙という事情の結果であり、国民の多くは、社会共和政でも王政復古でもない、いわゆる穏健、保守的な共和政を求めているのではないか、というの

がティエールの読みであり、実感であった<sup>(19)</sup>。

実際、現実には生起している問題は、ティエールに、その実感を確信へと変えさせていった。たとえば、第1に、王党派は議会で多数派を形成しているとはいえ、現実にはブルボン正統王党派とオルレアン派とは、たがいに反目しあっている。フランス大革命の時、オルレアン家の当主フィリップ・エガリテ (*Philippe égalité*) が、フランス革命を支持してブルボン家の国王ルイ16世の処刑に賛成投票したことは、ブルボン家の人たちにオルレアン家に対する深い恨みを残していた。まして7月革命で、そのフィリップ・エガリテの息子ルイ・フィリップ (*Louis-Philippe*) が、ブルボン家の後を受けて、フランス国王になったことは許せなかった。ブルボン家から見れば、オルレアン家はあくまでも傍系にすぎず、ブルボン家よりも一段と低い所に位置すべき存在であった。ところが、オルレアン家からすれば、フランス革命を理解しないブルボン家は時代遅れの遺物であり、オルレアン家こそ、フランス革命の精神に立脚した、いわば王政と革命を調和させた、フランスの新しい統治者にふさわしい存在であった。

とくに争点になったのが国旗の問題であった。ブルボン家のシャルル10世の孫・シャンポール伯 (*le Comte de Chambord*) は、自分はブルボン朝の初代王アンリ4世 (*Henri IV*) の正統な血を引くアンリー5世 (*Henri V*) であると自称し、フランスの国旗は、ブルボン家の白い百合の花を象徴する白旗でなければならないと固執した。それに対して、オルレアン家のルイ・フィリップ1世の孫であるパリ伯ルイ (*le Comte de Paris, Louis*) は、フランス革命以後の新生フランスは三色旗をもってその象徴とし、革命の精神を広く喧伝することが肝要であると主張した。国旗論争は両家とも歩みよることができず、そのため両王党派は、ついに結束できなかった。そのため、王政復古の機会を逃してしまったといっても過言ではなかった。しかし、王党派内部の確執は、ティエールにとっては、状況が彼の志向する方向に有利に働くようにしていったことは否定できなかった。

第2に、ティエールには、平和の実現者との評判が高かった。パリ・コミューンに対して断固たる態度をとって臨んだことも、人々がティエールの考え方に安心感を懐く原因になった。すなわち、国民の多くは、ティエールの保守的な共和政、換言すれば、穏健な中道路線に信頼を寄せるようになっていたのである。

というのも、1870年7月から1871年7月までという1年の間に、戦争が起こり、敗戦を経験し、また、内乱にまで遭遇したフランス国民にとっては、何よりも平和、安定、秩序の維持が、他の何ものにもかえがたい財産になっていたからである。そのためには、保守的な共和政、穏健な共和政を樹立することが、国民の統合をはかるのに最も無難な措置ではないかと考えるようになっていたのである。ティエールも、そのような国民感情を察知して、「共和政は、我々を最も分裂させない政体である<sup>(20)</sup>」という確信を深めていた。ティエールは、元来は王党派であったが、「理性によって共和派になった<sup>(21)</sup>」のである。

ティエールのこうした判断の正しさは、すぐに裏付けられることになった。すなわち、1871年7月初めの国民議会の補欠選挙で、共和派が大勝したのである。46県

で計114議席のうち、共和派が99、王党派が12、ボナパルト派が3議席という結果であり、人々が共和政を志向しているということが明白になったのである。

振りかえれば、1870年5月の人民投票ではナポレオン3世が730万票を獲得して人々の帝政支持が明らかになり、1871年2月の国民議会選挙では王党派が圧勝し、そして1871年7月の補欠選挙では共和政が支持された。わずか1年の間に、国民感情は、帝政から王政へ、そして共和政へと激しく揺れ動いたのである。これも結局、人々がその時々において、安定した政治体制は何かということ在必死に模索していた証拠といえよう。換言すれば、政治体制の安定こそが、フランス国民の最も求めていたものであったのである。

ティエールの政治的体質は、本来的には王党派であり、決して革新的なものではなかった。むしろ保守主義であるといえる。だが、彼は時流を読むことに長けており、第2帝政崩壊後は、共和主義的な感覚を深めていた。そこから、保守的な穏健共和政の実現という考えが強まったのである。彼にはもはや、共和政を否定するという思いは全くなく、むしろ共和政こそが、フランスを統合するのにふさわしい政体であると確信していた。

国民議会の王党派は、ティエールのこのような共和政志向をただ見過ごしていたわけではない。ティエールの動きに歯止めをかけようと策謀をめぐらせた。そのひとつが、1871年8月31日、ティエールの友人リヴェ (Rivet) が可決させたリヴェ法 (*la loi Rivet-Vitete*) であった<sup>(22)</sup>。この法律は、第1条で「行政府長官にフランス共和国大統領 (*le titre de président de la République*) という称号を授与する」としていたが、「憲法の制定権は国民議会に属する」と規定した。ティエールを大統領にはするが、しかし、政体の決定権はティエールではなく、王党派が多数を占める国民議会にあると歯止めをかけたのである。

また、大統領は行政権を掌握し、諸大臣を任命し、大臣の副署によって法令の布告を行なうとされたが、大統領はあくまでも国民議会によって任命され、議会の委任者 (*délégué*) にすぎず、国民議会に対して責任を負うものとされた。その任期も、議会の任期と連動しており、実質的には議院内閣制といってもよかった。大統領に比べて、議会在が圧倒的に優位な地位に置かれたのである。

それでもティエールは、共和政以外のものを望むことは、すべての革命の中で、最も恐るべき革命を生むことになるというにはばかりず、王党派との対決姿勢を強めていった。彼は国民議会の中でも、中央左派の穏健共和派や中央右派のオルレアン派との連合に依存し、それらを支える有産ブルジョア階層の支持をえられる政策を打ち出した。間接税を新設し、累進課税を廃止し、国債を発行した。こうした財政政策によってティエールは、ドイツへの戦争賠償金の支払いをすませることに成功した。反面、戒厳令を出し、労働者のストライキには軍隊を使ってでも鎮圧につとめた。共和主義者なき共和政をめざすティエールは、社会秩序の偉大な創造者をも目標としたのである。

かくして、一時は議会の中の君主のようにふるまったティエールではあったが、やがて王党派の激しい巻き返しを経験することになった。そのひとつが1873年3月、

ドイツ軍撤退条約の調印であった。これによって、ドイツ軍はフランスからひきあげることになったが、同時に、ティエールがいなくても祖国の防衛は大丈夫ではないか、ティエールの時代は終わったとの宣伝を王党派からなされたのである。また、同年4月のパリの補欠選挙で、急進派の候補が保守的共和派の候補を破って当選するという事態が起こった。王党派はこれをとらえて、ティエールのとっている中道路線は、結局、左翼の進出に対する防波堤にはならないと、赤の恐怖を扇動したのである。これに追い討ちをかけるかのように、中産階層を背景にしたガンベッタ派の急進共和主義者は、「真の共和国」(*la vrai république*)の樹立を唱えて、ティエールの穏健共和政を攻撃した。穏健派に加担していた有産ブルジョア階層も、急進派の進出に動揺し、ティエール政権への不安を隠せなくなった。同じく中央右派のオルレアン派も、身をひるがえすかのように正統王党派に接近するようになった。さらに、1873年1月、ナポレオン3世が死去すると、主人を失ったボナパルト派は、王党派に加担するようになったのである。

かくして王党派の巧妙な計略によって、四面楚歌となったティエールは、1873年5月24日、国民議会の多数決により、大統領職の辞任を認められることになった。事実上の解任である。第2帝政のあとを受け、有産ブルジョア階層の利益を反映して、共和主義者なき共和政という、保守的な共和政を樹立しようとしたティエールの計画は、ここにいったん幕を閉じることになったのである。

## 5. 王党派の巻き返し政策

共和政の実現とその定着をはかろうとしたティエールに対して、王党派は多数派連合を形成し、1873年5月24日、ティエールを大統領辞任に追い込むことに成功した。そして、王政実現に向けて必死の巻き返し工作をはかったのである。それが、道徳的秩序(*l'Ordre moral*)の形成と、セプテナ(*Septennat*, 7年任期)法の制定であった。

### (i) 道徳的秩序

1873年4月のパリの補欠選挙では、すでに指摘したように、教会勢力に対抗する急進派の候補が、保守的な共和派の候補を破って当選した。「赤の恐怖」が、我然、よみがえってきたのである。王党派は、この結果をとりあげて、ティエールの穏健中道的な共和主義路線を攻撃した。すなわち、その路線では、社会秩序を維持できないと批判したのである。同時に、王党派を代表するオルレアニストのブロイ公(*Brogie*)は、社会秩序の防衛(*défense de l'ordre social*)をはかるためには、道徳的秩序の形成が必要であると訴えた。パリでの革命や騒乱によって、二度とパリやフランスを不安に陥れてはならないと警告した。その秩序防衛の担手は、「王党派と中央右派<sup>(23)</sup>」であるとされた。

左の社会共和政か、右の王政復古かの選択を迫られることになった中間のブルジ

ヨア階層たちも、赤の脅威を恐れるあまり、プロイ公の主張に傾く傾向にあった。国民の軸足が、共和政から王政よりに移りつつあったといえよう。

そうした中で、ティエールのあとをうけ、第2代大統領になったのはカトリック教徒であり、王党派のマクマオン (*MacMahon*) 元帥であった。内閣もまた、プロイ公が、オルレアン派を中心に2名の正統王党派、1名のボナパルト派のメンバーを加えて組閣された。王政復古の体制が整えられたのである。マクマオンは、大統領の就任にあたって、その教書の中で、プロイ公の提唱した道徳的秩序について言及した。それは教会、軍隊、「誠実な人々 (土地所有者)」を核として、無秩序や革命を回避する体制であると強調された。とくにキリスト教という神の権威をもって、道徳的権威を強化することが謳われ、秩序維持のために、教会やローマ教皇庁との連繫をはかることが示唆されたのである。じつに、道徳的秩序とは、具体的には、国王と教会の支持勢力による保守反動的な支配体制の再現であるといっても過言ではなかった。

マクマオン=プロイ体制は、道徳的秩序の形成を理念として揚げながら、その具体化をはかる一環として、共和派への圧力を開始した。すなわち、左翼の出版物を弾圧し、共和派の公務員を解任しつつ、市庁舎からは、共和政のシンボルであるマリアンヌの像を除去した。逆に、僧侶の活動には便宜をはかった。保守政治を強化し、王政復活に向けての準備を着々と進めていったのである<sup>(24)</sup>。

とくに、王政復古の計画は、次のように構想された。まず、継嗣のいないブルボン家のシャンボール伯がアンリー5世として即位する。その後、その後をうけて、オルレアン家のパリ伯 (*le comte de Paris*) ルイ (ルイ・フィリップの孫、*petit-fils de Louis-Philippe*) が就任する。このようにして、ブルボン家とオルレアン家は自然に合併し、王政を継続させていくという計画である。

だが、この構想も、またしても前述のように、シャンボール伯が三色旗を国旗にすることに断固として反対したため、暗礁に乗り上げてしまった。王政復古は、絵に画いた餅で終わったのである。

そうした中で、業を煮やしたオルレアン派が、一時、ルイ・フィリップの4子オーマール公 (*duc de Aumale*) を国王代理官にするか、もしくはパリ伯ルイを摂政にするか、いずれかの形で、オルレアン派単独で王政を復活させようとした。しかし、それを知った正統王党派は激しく反対し、結局この計画も、実現にはいたらなかった。

道徳的秩序を掲げ、王政復古実現まであと一步のところまで迫ったが、王党派内部の、とくに国旗問題をめぐる意見の対立で、結局王党派はまとまることができなかった。そのため、王政の復活は成就しなかったのである。

## (ii) セプテナ法

王党派は、国民議会で多数派連合を形成していたが、ブルボン、オルレアン両家が一体化できないため、王政の実現は暗礁に乗り上げてしまった。そうかといって、

共和諸派と連携して、共和政を定着させるわけにもいかなかった。王政にもできず、共和政を採用するわけにもいかない。ここに王党派は、大きなジレンマにたたされることになったのである。

その結果、とられた措置が、1873年11月20日、国民議会で可決させた「セプテナ法」(*la loi sur le Septennat ou loi du 20 novembre 1873*)であった<sup>(25)</sup>。この法律は、プロイ公が、近い将来での王政復古は不可能であると判断し、せめて王政復古の機会がくるまでは、共和派には政権を渡すまいとして考えたものであった。すなわち、具体的には、マクマオン元帥に7年間の行政権を与えるというものである (*Le pouvoir exécutif est confié pour sept ans au maréchal de Macmahon*)。その間に王政復古の準備をはかろうというわけである<sup>(26)</sup>。

この法律は、当初はあくまでも一時的な便法であり、王政復古までの臨時の措置であると意図された。しかし、それは普通の立法手続きでは改正されない、憲法的な性格をもっており、そのためにこの法律は、王政復活への経過措置どころか、かえって共和政の基盤をかためる、間接的な作用を果たすことになってしまったのである。

ただこの法律には、共和派の意向もとり入れられて、30人から構成される、「憲法起草委員会」(*une commission de 30 membres*)を設置するということが決められていた。できるだけ早い段階での新憲法の制定、すなわち、政治体制の確定という問題が、避けては通れない課題であるとの示唆がなされていたのである。

## 6. 1875年憲法

### (i) ワロン修正案

プロイ公の思惑にもかかわらず、王政復活の条件はなかなか整わなかった。いなむしろ、王政復活にとっては、不利な状況ばかり続いた。

第1に、王党両派の溝は深まるばかりで、それにともなって王党派の力はどんどん弱体化していった。1874年5月、政府と共和派が対立すると、正統王党派が共和派の支持に回り、プロイ内閣が辞職するという事態が起こった。しかも、それを機に、オルレアン派の中から、中道左派と組んで議会多数派を形成しようとする動きすら現われた。国民議会の中での王党派の基盤は揺らぎ、しかも、プロイ内閣を継いだのは、1874年5月、ボナパルト派の色彩が濃いシッセー (*Ernest Louis Courtot de Cisse*) 内閣であった。帝政再来の機運すら高まったのである。

第2に、1874年から75年にかけて行なわれた選挙でも、ボナパルト派が躍進を示した。1874年5月のニエヴル県の選挙では、ボナパルト派の候補が共和派の候補を破って当選した。その他の選挙でも、ボナパルト派は著しい伸張を示したのである。

これは結局、王党派は内部分裂でどのような方向に行くのかわからない、そうかといって共和政にはまだ赤の恐怖が付きまといっている。こうした中途半端な状態に対して、ナポレオン崇拜熱の残っている農村や地方の人々が、帝政への郷愁を感じ、

ボナパルト派を支持したのである。

こうしたボナパルト派の台頭に脅威をいだいた王党派と共和派は、ついに一部連合せざるをえなくなり、たとえば、ガンベッタを中心とする急進共和派は、その戦略を変更した。王党派の多い国民議会議を解散に追い込むのではなく、むしろオルレアン派と提携して共和政自体の強化をはかる戦略にでたのである。また、王党派も、王党派連合が困難で、しかもボナパルト派の体制も認めるわけにはいかないというところから、やむなく保守的な共和政を容認することにした。結局、保守的な共和政ならば、当時の多くの国民感情として、やむをえないものとして、受け入れられつつあったといえよう。

こうした中で、1875年1月30日、「憲法起草委員会」が作成した「憲法草案」が国民議会議に提出された。この段階での国民議会議は、共和派がその勢力を徐々にのぼしており、過半数には届かないまでも、多数派を形成するまでになっていた。したがって、王党派と共和派が拮抗する国民議会議では、「憲法草案」について議論を重ねながらも、政体の最終的な決定はもう少し様子を見ては、という空気が濃厚であった。

ところが、「憲法草案」に記されていた「マクマオン元帥」という表記を「共和国大統領」にかえるという修正案が、中央左派の議員で大学教授であるワロン(Wallon)から提出された。その結果、「共和国大統領は、元老院と代議院が合同する国民議会議で選出される。彼は任期7年で再選される<sup>(27)</sup>」となったのである。すなわち、当時としては、まだ正式に共和政が確定していなかったにもかかわらず、「共和国大統領」(*Le Président de la République*)の選出方法が具体的に明示されることになったのである。これは、憲法の中で、共和政をもって正式の政治体制とするに謳うに等しかった。リヴェ法は、ティエール個人に大統領称号の付与を決め、セブテナ法は、マクマオン個人の大統領職を7年にするということを決めたのにすぎなかった。いわば、すべて個人にかかわる問題として処理されたのである。

ところが、ワロン修正案では、「共和国大統領」と、職名が正式に表記されることになった。アンドレ・モロワも、「議会議がまだ原則を受諾していない共和政の大統領の選出方法<sup>(28)</sup>」が規定されている、と指摘している。この案については、賛否両論の白熱した議論の応酬があり、最終的に採決にかけられた。その結果は、353対352の1票差で可決されることになった<sup>(29)</sup>。ここに、法的にはじめて、共和政が誕生することになったのである。

共和主義左派と一部の中央右派を新しい多数派とすることになった国民議会議は、以後、共和政体の確定に必要な諸法律を次々と制定していった。すなわち、「元老院の組織に関する1875年2月24日法」(*loi du 24 février 1875, relative à l'organisation du Sénat*)「公権力の組織に関する1875年2月25日法」(*loi du 25 février 1875, relative à l'organisation des pouvoirs publics*)、そして「公権力の関係に関する1875年7月16日法」(*loi constitutionnelle du 16 juillet 1875, sur les rapports des pouvoirs publics*)である。この三つの憲法的法律(*trois loi constitutionnelles*)を一括して、「1875年憲法」(*la Constitution de 1875*)とよんでいるのである。

だが、法的には共和政が確定されることになったとはいえ、その体制がすぐに実質的にも確立するというわけには当然いかなかった。王党派としては、王政復古の即時の実現が困難なため、ボナパルト派の体制よりも、保守的な共和政の方が御しやすいという妥協策をとらざるをえなかった。しかし、王政復古への意欲を放棄したわけではなかった。そのため、その後の法規定にも、できる限り王政的な性格を盛り込み、また、憲法改正の手続きも、なるべく容易にするという措置を講じたのであった。

ところが、こうした王党派の思惑は、奇しくも共和派にとっても受け入れ易いものになった。というのは、当面は台頭してきたボナパルト派による帝政を回避するため、また、将来的には王政を完全に退けて、より強固な共和政を確立するために、憲法改正手続きに柔軟性をもたせておくことは必要なことであったからである。

いずれにせよ、1875年憲法は、王党派にとっても、共和派にとっても、それぞれが目標とする最終的な体制という点からいうと完全に満足できるものではなかった。いわば妥協の産物であり、折衷的なものであったのである。

## (ii) 憲法規定

1875年憲法に盛られた政治体制はどのような構造と性格をもっていたのであろうか。それを概観してみることにする<sup>(30)</sup>。

まず、この憲法には、これまでの多くの憲法にみられた冒頭の人権宣言や国民主権の原理の明示はなかった。ある意味では、それらは当然のこととされたのか、あるいは、すでに関係諸法律の中ですでにのべられていると判断されたのか、いずれにせよ曖昧のままであった。

三権分立の原理が規定され、立法権は元老院 (*le Sénat*) と代議院 (*la Chambre des Députés*) という二院制議会に与えられた。代議院は533名、議員の任期は4年で、21才以上の男子普通選挙制で選出された。被選挙権は25才以上であった。元老院は300名、議員の任期は9年で、被選挙権は40才以上とされた。3年毎に3分の1が改選されたが、当初、75名は終身議員として国民議会によって選出された。元老院議員は、代議院議員、県会議員、郡会議員、市町村長代表から構成される。各県毎の選挙会によって改選されたのである。

この代議院と元老院によって国民議会が形成され、国民議会が最高の政治機関とされた。共和国大統領は、国民議会の絶対多数決によって選出され、任期は7年、再選も可能とされた。ただし、憲法改正権は国民議会にあった。両院は、大統領とともに法律の発議権をもち、両院によって審議、可決された法律だけが、大統領によって発令された。但し、予算案の審議については、代議院に先議権があり、元老院には、大統領や各大臣を裁判したり、国家の安全に対する加害を取り調べたりする高等法院としての役割が与えられた。

また、各大臣は両院に対して政府の全般的な政策について連帯して責任を負い、個人の行為については、個別に責任を負うとされた。両院は、国政の全般的方針を



決定し、時には、不信任投票をもって内閣を辞職させることができたのである。

こうしたところから、75年体制は、イギリスの政治体制に似た、議院内閣制としての性格をもっていた。そのため、大統領は両院議員の中から閣僚を任命して内閣を構成し、国政を円滑に進めるうえから、閣僚は議会多数派の中から登用された。当然、首相も議会多数派の信任をえている人物でないと、政治運営には支障をきたすことが多かった。

共和国大統領は、国民議会によって選出され、国家元首であり、法律の発議権を保持した。また、元老院と代議院の協賛を見た法律を發布し、執行した。その他、行政権の統率者として文武官のすべてを任命し、閣議を統轄するとともに、外国との条約を締結した。軍の統帥権も保持したのである。ただ、形式的には諸大臣を任命して内閣を組織するとされたが、実際は、通常首相だけを任命し、その首相が閣僚を選考するという形になっていた。

議会中心の性格が強い政治体制ではあるが、大統領は国家に対する謀反罪以外は責任を問われることはなかった。また、議会の政争からも超然たる態度をとることができた。さらに、元老院の同意をえて代議院を解散することも可能であった。ただ大統領は、何をするにしても大臣の副署を必要とされ、この意味では、大統領のもつ広汎な権限も、大臣会議議長である首相によって制約される面があったことは否めない。その首相をはじめ内閣は、議会に責任を負っていたので、強大な権限をもっているように思える大統領も、内閣を通して議会から一定の制約を受けていたのである。

かくして1875年憲法は、議会に最終的な政治体制の決定権を残し、議会中心型にはなっていたが、同時に、将来の王政復活にそなえて、可能な限り大統領にも強い権限を与えるという、君主政的な要素も盛り込んだ形になっていた。これはいうまでもなく、王党派の強い意向を反映させたものである。ともあれ、こうしたところから、1875年憲法は「帝政と革命両方のアンチ・テーゼとしての『隠れた君主制』であり、君主なき立憲君主制」ととらえることもできたのである<sup>(31)</sup>。

しかし、この憲法体制は、「王政まじの共和政憲法」ともいわれるように、右派自由王党派と共和派の妥協の産物であった<sup>(32)</sup>ため、そこから生じる矛盾がまもなく露呈することになった。とくに、大統領、首相、議会の力関係が曖昧であったのである。

大統領は元老院の同意をえて代議院を解散することができ、かつ、自らの政治行為については議会に責任を負う必要がなかった。これをみる限り大統領の権限は大きい。しかし、大統領によって任命される内閣は、議会に責任を負わなくてはならなかった。しかも、大統領のすべての行為には、関係閣僚の副署が必要であった。こうしたところから、大統領は強大な権限をもちながらも、反面では、議会の意向を内閣を通して受けざるをえない面もあったのである。そのため、果たして大統領の意向だけで首相を任免できるのか。首相をはじめ閣僚の身分については、どの程度まで議会の意思を反映せざるをえないのか。こうした点が後に大きな争点になるのである。

共和派は、1875年憲法は、議会中心型の政治体制で、大統領は内閣の装飾品にすぎない、議会の方が大統領をはじめとする行政府よりも優位の立場にあると考えた。これに対して王党派は、大統領と議会は同等な立場にあり、そのうえで大統領が時に首相を任免し、代議院を解散できるので、大統領に強いリーダーシップをもたせた体制であると主張した。

こうした大統領の権限と議会の地位をめぐる各党派の解釈にはかなりの幅があり、結局、この問題をめぐる解決は、その時その時の国民の意思である選挙の結果にもとづく、各党派間の力関係で決めていくしかなかったのである。

## 7. 共和政の定着

1875年憲法によって、フランスの政治体制は、法的にはその骨組みが整った。すなわち、共和政が正式に第2帝政以後のフランスの政治体制に決まったのである。

しかし、憲法原理として、形式的に共和政が決定したからといって、それがすぐに定着したわけではなかった。とくに、1875年憲法は、政治的諸党派があらゆる思惑をもって、妥協の産物として完成させたものだけに解釈の幅は大きく、いつでも王政など、他の政治体制にとって変わられる可能性があった。共和政憲法をたんに理論としてだけではなく、実態としても定着させていくためには、共和派がさらに勢力を拡大する必要があった。同時に、政治運営の面においても、議会中心的な運営の慣行を強力に確立していかななくてはならなかった。憲法解釈で曖昧な部分は、現実の慣行でもって前例をつくり、それを積み重ねて常態化させていくことが、問題解決のひとつの方法であったからである。

この問題を現実化したのが、「5月16日事件」と、それ以後のいくつかの出来事であった。

1871年2月12日、ボルドーで開かれ、それ以後活動を続けてきた国民議会は、新憲法と新選挙法によって誕生する新しい議会にその席を譲るため、1875年12月31日、解散した。そして1876年1月30日、元老院議員選挙、2月26日と3月6日に代議院議員の選挙がそれぞれ行なわれた。その結果は、とくに代議院では共和派が多数を占め、王党派は少数勢力に転落した。具体的には、共和派が340、王党派は80、ボナパルト派が75議席であった<sup>(33)</sup>。

ボナパルト派は、反議会主義的な運動に走る傾向を示しており、共和派にとっては警戒すべき存在であった。

とくに、共和派にとっては、勝利を取めたとはいえ、まだその実感を強く享受するにはいたらなかった。というのも、大統領も元老院も、まだ王党派の手中にあったからである。とくに教会勢力は、ローマ教皇を後楯にして、王政の復活を明言し、共和政に挑戦をいどむ構えを示していた。

大統領マクマオンは、共和派の勢力増大にもひるむことなく、少数派になったとはいえ、保守的勢力のバックアップを受け、その統治体制を強化しようと試みた。1876年3月9日、首相には、カトリック教徒で自由主義的な保守派、すなわち中道

派であるデュフォール (*Dufaure*) を起用した。デュフォールは、1871年に初代首相になって以来、3度目の登板であった。しかし、80才近いこのベテランの政治家も、大統領と議会の間で板ばさみとなり、1876年12月2日、辞任してしまった。その後任に、マクマオンは穏健共和主義者であるジュール・シモン (*Jules Simon*) を首相にすえた<sup>(34)</sup>。これは、プロイ公を含むマクマオンの側近が、議会の共和派勢力を分断するために、この際、共和主義者をあえて登用してはどうかとマクマオンに進言し、彼もその提案を採用した結果であった。

しかし、この議会懐柔策も、結局、保守的な大統領と、共和的な首相の間で出版に関する法律をめぐる対立し、暗礁に乗り上げてしまった。代議院は、当時反動的な法律として考えられていた出版に関する法律の廃止を決めた。マクマオンは、この法律の廃止に反対であったので、議会の意思に屈した首相の責任を追及した。そしてマクマオンは、1877年5月16日、ジュール・シモンを解任し、17日、王党派のプロイ公に組閣を命じた。こうした措置についてマクマオンはいった。「私はおそらく君 (ジュール・シモン) のように議会には責任は負わないであろう。しかし、私はフランスに責任を負っているのだ。私は、今日では、今まで以上にフランスにかかわっていかなくてはならない<sup>(35)</sup>」と。マクマオンは、共和国大統領は国家に対する責任を負うということを強調し、それをジュール・シモン解任の口実として使ったのである。このように、大統領が自分の意向をくまない首相を即時解任し、しかも議会の休会させてしまう——これが「5月16日事件」であった。

大統領のこうした措置は、ただちに共和派の怒りを招いた。同日、共和派は集会を開いて、大統領の横暴を糾弾した。これは、行政権と立法権のそれぞれの独自性を踏みにじろうとするクーデタであると非難したのである。とくに議会内閣制と共和政こそが、1875年憲法の本質であると強調した。

それに対して、大統領マクマオンは、5月18日、代議院に教書を送って、王党派的な観点からの1875年憲法に対する自分の見解をつたえた<sup>(36)</sup>。それによると、首相というのは、大統領である自分の意向をくみ、それに賛成してくれる多数派を議会で形成するという役目をもっている。しかるに、デュフォール、ジュール・シモン両首相はその任務を果たさず、そのために大統領としての私は、議会の急進的な改革者である共和派に引きずられ、満足のいく仕事をするができなかった。大統領には、大統領の意に沿う人物を首相に選ぶ権利がある。それは、憲法によって大統領に保障された権利である、と主張した。新首相のプロイ公も「大統領は独立の公権力をもつ」といって、「議会権力の優位性を否定した」<sup>(37)</sup>。

大統領の教書に対して、共和派の363人の議員は、すぐに抗議した。内閣はあくまでも議会に対して責任を負うのであるから、大統領が国家の最高の意思決定機関である議会、とくに代議院の意思に基づいた組閣人事を行なうのは当然である、それが憲法の本質である、と反論した。結局、議論は平行線をたどった。

このような膠着状態に対して、大統領マクマオンは、代議院の解散をもって国民の意思を問うことにし、元老院に解散の同意を求めた。元老院では、王党派がわずかに多数を占めていたので、大統領の提案に同意がなされた。代議院は、内閣は議

会の信任をえて成立するものなのに、プロイ内閣はその原則に則っていない、との理由で内閣を不信任した。6月25日、大統領は、それに対してただちに代議院を解散したのである。

かくして、1877年10月14日、代議院選挙たる総選挙が行なわれた。その結果は、またしても共和派の勝利であった。共和派は327名、王党派の議席は208名であった<sup>(38)</sup>。国民のマクマオン大統領に対する厳しい審判が下されたのである。だが、それにもかかわらず、マクマオンはまたしても、首相に王党派のロシュブエ将軍 (*Gaétan de Grimaudet de Rochebouët*) を任命した。これに対して共和派は、猛然と抗議を行ない、総選挙の結果を無視して組閣された内閣に対して不信任を表明した。同時に、共和派による内閣を誕生させない限り、予算案の審議には一切応じないと断言した。

ここでもって、大統領王党派に残された道は、大統領が再び代議院を解散するか、もしくは、クーデタを執行して議会を閉鎖してしまうか、二つに一つであった。しかし、この問題をめぐっては、王党派ならびに軍隊内部でも意見の対立があり、結局、大統領は議会に屈服することになった。1877年12月12日、マクマオンは、議会が支持する共和派のデュフォールに組閣を命じて、代議院に次のような教書（降伏文書）を送り、屈服を認めた。

10月の選挙では共和派に対する信任が確認された。したがって、新内閣は共和政を守る意思のある人を両院から選んで組閣することになった。代議院を統治の手段として解散することはすべきではない。大統領は議会に責任を負っていないし、議会に対しては内閣が連帯責任を、各大臣が個別責任をそれぞれ負っている。大統領から内閣が独立していることは、内閣が議会に対して責任を負う際の条件である。1875年憲法は、議会共和政を規定していることを認める、と。

マクマオンのこうした見解の発表により、大統領は不統治で、内閣の罷免権も代議院の解散権も行使しないことになった。ここに、1875年憲法の解釈をめぐる論争には終止符がうたれ、オルレアン型議院内閣制ではなく、議会共和政が確立することになった。「5月16日事件」は、フランスが共和国として実質的、かつ永続的に確立する画期的事件となった。逆にいうと、それを境にして王政復古の夢はたたれることになったのである。

もちろん、フランス共和政の歩みは、その後も順風満帆であったわけではない。共和政はいくつもの試練に立たされたのである。そのひとつが、1880年代後半、ブーランジェ将軍を支持する反議会主義的な大衆運動である「ブーランジェ事件」 (*Affaire Boulanger*) であり、もうひとつが、1894年から1906年まで続いた「ドレフェス事件」 (*Affaire Drefus*) であった。そして、1892年に発覚したフランスのパナマ運河会社の疑獄事件である「パナマ事件」 (*Scandale de Panama*) も、世論の共和政への不信を強めた出来事であった。このような共和政や民主政を否定しようとする動きを乗り越えて、いな逆にいうと、それらを発条（パネ）とすることによって、第3共和政はその根をさらに強固におろしていったのである。

## 8. 共和政の推進勢力

第三共和政は、もし王党派が、すなわち、ブルボン家とオルレアン家が国旗問題をめぐって分裂せずに、統一していたならば、果たして成立していたであろうか。すなわち、フランス大革命以来の政治体制の変遷過程の法則ともいべきものに則って、帝政の次は王政の出現という順番になっていたであろうか。

この間に対しては、確かに、王党派がまとまっていたならば、王政になった可能性は高いといえる。しかし、一步深く、歴史の潮流の深層ともいべきものを考えてみると、たとえ王政になったとしても、その王政とはたんに国王が玉座に登っているというだけで、政治体制そのものは、決して絶対王政というような形にはなりえなかったであろう。いわゆる立憲君主政で、しかも実質的には議会の権限がかなり強い、議会共和政的な王政という形になっていたことが十分予測される。

というのは、いわゆる共和政への流れは時代の潮流となっており、あの第2帝政でさえも、その末期においては、議会帝政へと大きく転換を余儀なくされていた。共和的な議会制度を採用せざるをえないということは、時代の趨勢だったのである。したがって、王党派がまとまっていれば、王政が復活していたかどうかという議論は、実質的にはあまり意味がなく、たとえどのような形になったにせよ、共和政への流れは、もはやとめられない段階になっていたといっても過言ではない。

その裏付けをなすのが共和派の伸張である。共和派は、フランス革命以後、19世紀を通じてその勢力を増長させてきた<sup>(99)</sup>。もちろん、共和派といってもその内実は多様で、まとまったひとつの勢力ではなかった。穏健なものから急進的なものまで、共和派は多様であり、多元化していた。それに属する社会階層も、大・中のブルジョア階層から中・小の社会層、そして一部農民階層まで含まれていた。

しかし、共和派の勢力は、一様にフランス大革命の自由、平等、友愛、そして人権の原理を尊重し、その具体化をめざしていた。ただその方法には少し差があり、自由を重んじる派もいれば、社会的平等を主張するものもいた。いわゆる社会共和派である。同派は、社会的公正こそが、これからの政治や社会の原理でなくてはならないと主張し、その実現をはかろうとしたのである。

こうした多様な共和派は、19世紀を通じて一貫して自らの信条の具体化をめざして運動を展開した。時には、共和派どうしで対立することもあった。しかし、共和派がその勢力を拡大していった理由は、つねに社会の新興階層、いかえれば、その時点における社会の底辺の人々に働きかけていったことである。新興階層の政治統合をはかっていたといえる。王党派や保守勢力が、ややもすると無視し、軽視する傾向にあった新興社会階層を共和派は政治統合の渦の中に巻き込んでいった。政治的発言の場を確保し、たんなる暴動によってしか果たせなかった政治参加の機会を政治システムの中に組みこむことによって保障していったのである。

当時としては、まだ目新しかった宣伝活動を果敢に展開したのは共和派であった。大革命の自由、平等などの原理を教育、啓蒙していったのも共和派が主流であった。

このような、共和派勢力のたゆまざる努力の結果として、第3共和政は実現をみたといえるのである。こう考えると、共和主義史観を否定する観点からの、第3共和政の成立は偶然の賜物であったとか、共和政はその時点においてはやむをえない手段として採られたのである、とかいう批判はあたらないといえる。いずれも皮相的なものであるといわざるをえない。新興社会層たるいわゆる民衆を信頼し、その力を引き出そうとしたのは共和派であった。第3共和政の成立はその勝利の賜物であったのである<sup>(40)</sup>。

こうした共和政を確立する流れの中で、とくにティエールとガンベッタ (*Gambetta*) が果たした役割は軽視できない。

ティエールは、その生涯を激動するフランス政界の中にあつて、鶴のように正体不明の姿をとりながら送ってきた人物である<sup>(41)</sup>。7月革命ではその指導者の一人となり、7月王政では首相をつとめた。第2共和政と第2帝政下では保守派となり、第2帝政崩壊後には、共和政を回避できない政治体制としてその定着をはかったのである。

その生涯において一度も共和主義者ではなかったティエールは、しかし、共和政は、フランス国民を最も分裂させない政治体制であるといつて、国民統合の原理の具体化として、共和政の実現をはかっていった。とくに、パリ・コミューンに対しては断固たるをとって弾圧したが、それは、フランス国民の間に共和政を安心できる体制として定着させるうえで大きな役割を果たしたのである。

また、ガンベッタは、急進共和派の指導的人物であり、1870年、国防政府の時、内相になった<sup>(42)</sup>。しかし、普仏戦争に対しては徹底抗戦を主張して、政府の講和路線とのくい違いを示した。だが、ガンベッタは共和政実現のために、果敢な運動を展開した。とくに彼は、1869年、「ベルヴィル綱領」(*programme de Belleville*)を發表して、政治的民主化の徹底を主張した。それに基づいて具体的に、教会と国家の分離、所得税の設定、集会や結社の自由などを次々と提案していった。そして、それら民主化の担い手として、彼は「新しい社会層」(*une couche social nouvelle*)の政治への進出を期待した。それは、弁護士、医師、公証人などを中核とする小ブルジョア層であり、とくに地方都市の自由業に属している人々であった。同時に、ガンベッタの目は小農民層にも向けられていた。彼は、小ブルジョア階層のとるべき行動は、小農民層を共和政のもとに結集することであると訴え、農村での活動を重視したのである。かくして、保守の牙城といわれ、また、ボナパルト派の基盤とみなされた農村は、ガンベッタらの努力によって、共和政に傾斜していた。農民層の共和政への忠誠がなかったならば、第3共和政の出現はもっと遅れたかもしれないし、また、安定性を欠くものになっていたといつても決して過言ではないであろう。

第3共和政の成立には、保守的なティエールと、急進的なガンベッタという一見すると肌合いの違う二人が、共和政の実現という点では、ともに一致して働いたということが大きな契機となっていたという事実を看過することはできない。「この二人の指導者の政策の区別を特徴づけることは困難<sup>(43)</sup>」との指摘もある。ティエ

ールは、共和政を志向するガンベッタの急進的な力を時には利用し、ガンベッタもまた、ティエールの融和をはかろうとする方法を時には評価していた。かくして、共和勢力の中での保守派と急進派のゆるやかなネットワークの形成は、共和政の実現にとって、強力な推進母体となって、その力を発揮していったのである。

## 9. 結語

第3共和政は、1870年9月、第2帝政の崩壊と、翌71年3～5月のパリ・コミュンという激動の中から誕生し、1875年憲法でその骨格を定めたあと、1877年の「5月16日事件」で一応の定着をみた。その後いくつかの試練に遭遇したが、いずれも超克し、1940年のヴィシー政権 (*Gouvernement de Vichy*) の成立まで続いた。近代フランス政治史のめまぐるしい政治体制の変遷の中にあっては、70年間という、異例の長さを誇る体制であった。しかもその後、ヴィシー政府という1940年から44年8月までの異例な期間はあったが、1946年10月には第4共和政 (*Quatrième République*) が発足し、12年間、同体制が続いた。そして1958年10月からは第5共和政 (*Cinquième République*) となり、それは今日まで続いている。要するに、第3共和政以後、フランスでは共和政がその政治体制として定着しているのである。

第3共和政の定着は、フランス革命以後の激しい政治体制の変動に終止符を打ち、共和政こそが、フランス革命の理念を具体化し、政治的諸党派の利益調整をはかり、国民の統合を果たすのに、もっとも適した政治体制であると、多くの政治的、社会的主体、とくに国民から認知され、合意をえた体制であるといえよう。

しかも、第3共和政はその70年間に、たとえ第2帝政以来の経済的好況を受け継いだものとはいえ、全体的に経済的繁栄の道をたどった。鉄道の敷設も大幅に進み、思想、文学、芸術の面でも、世界をリードする著名な人々が出現した。何よりもフランスは、第3共和政の間に、その海外植民地を拡大させることに成功した。アンドレ・モロワはいう。「雄大なフランス植民地帝国を作ったことは、第3共和政の名誉であった<sup>(44)</sup>」と。じつに、第3共和政期は、たんに安定した共和政体を創設したというだけでなく、近代西欧社会におけるフランスの地位を、一段と高めた時であったといえよう。

ただ、この期間、政治、経済、社会的に発展していたのはフランスだけではなく、イギリス、ドイツ、イタリアなど、他の西欧諸国も、国力を充実させ、海外への植民地の発展をはかっていた。いわゆる「帝国主義の時代」 (*Imperialism*) である。とくにドイツの脅威は、普仏戦争以来、フランスにとっては全く気をぬくことのできないものであった。人口的には、1800年から1914年までの間に、イギリス、ドイツ、イタリアはその数を大幅に増やしていたのに対して、フランスは膨大な移民にもかかわらず2倍にもなっていなかった<sup>(45)</sup>。したがってフランスは、別の面では、もはやヨーロッパの1割を代表する国家にすぎなかった。それでも、過去の伝統やそれに基づく虚栄にしばられ、背一杯の背伸びをして生きていかななくてはならなかったのである。

ともあれ、フランスが第3共和政になって、その政治的体制を安定させることになったということは、どのような意味をもつのであろうか。最後にその点を確認しておこう。

フランス大革命の意義は、ひとえにフランスがその国家構造の改造をはかったところにあるといえる。国王中心の絶対王政から、新しい国民共同体を創出しようとしたのである。そうすることが、王政よりもより強力な、国民による国家体制を確立できるとされたからである。いわゆる国民国家の創造である。

しかし、国家や集団の統合には、その核となるエトスが必要であり、フランス革命は、神や宗教的なものにかえて、自由、平等、友愛、人権などの理念を新しい国家のエトスの核にすえようとした。それらの理念のもと、国民の糾合をはかろうとしたのである。

しかし、そうした国家改造の試みは簡単には進まず、旧王党派の巻き返しや新しい人的魅力で国家統合をはかろうとしたナポレオン体制（ボナパルティズム）などが生まれた。19世紀のフランス政治史は、こうした新しい国民共同体を、いかなる政治体制をもって構築するのかということをめぐる、政治的諸党派や社会的諸集団の対立、抗争の歴史であった。

その間、フランスの社会、経済体制も変化、発展し、新しい社会階層や政治主体が陸続と誕生してきた。そうした多種多様な党派や勢力、そして広く国民一般を糾合し、統合するにはいかなる政治体制が適切なものか。それをめぐって、激しい抗争が繰り返された。それは言葉を換えていえば、多くの行為主体の政治過程への参加をはかる政治体制をいかに構築するかという問題であり、民主化の進展をはかる問題でもあった。

その際、民主化にともなうガバナビリティ (*governability*) の問題が浮上してきた。すなわち、民主政によって、国民が政治意識に目覚めると、国民一人一人の主体的意識が強くなり、統治能力はかえって落ちるという問題である。民主主義のジレンマともいえるが、民主政は国民の主体的確立をはかりながら、なおかつ、多様な国民を統合し、合意を形成していかななくてはならないという課題を背負っている。

議会政治は、本来、その主旨に沿って、それを機能させる制度である。だが、それには、政治にかかわる当事者の政治的成熟性、システムの精度、運用慣行の整備などが欠かせない。フランス大革命直後の共和政は、いずれもこのような条件が整っていなかったために、他の制度にとって変わられてしまったのである。

とくに、特異なものは、帝政、ボナパルティズムであった。それは、専制の形をとりながらも自らの体制を大革命の理念でもって装飾し、なによりも政治的な決定に時間を要し、しかもその実行もおぼつかない議会政治にかわって、迅速な政治的決断のもと、果敢に政策の実現をはかっていった。とくに、政治課題を事前に先取りしその実現をはかっていく機動性は、議会政治の及ぶところではなかった。しかも、ナポレオンというカリスマ的リーダーが、国民各層の支持を万遍なく集めて、国民的統合の核をなしていたのである。これは、行政権優位の国民統合の形態であった。



第3共和政は、こうした行政権優位、個人的な支配の色彩の強い政治体制を時代遅れのものとした。多様化した国民各層の利益調整をはかるところは議会であり、議会共和政こそが、政策決定過程において、政治的手続を重視し国民各層を統合する政治体制であることを示した。とくに7月王政から第2帝政にかけ、フランスの資本主義は大きく発展し、社会も多元化した。そうした、新たな多様性に富む社会をまとめ糾合するのは、多少政治的決定に時間がかかっても、話し合いにより国民の合意を形成する議会共和政しかないということを、第3共和政は誇示しようとしたのである。ここに、フランス大革命が手がけた国家改造の試みは、議会共和政を軸とする国民国家の創出という形態で完成することになった。しかし、考えてみれば、これは、フランス革命がその革命的過程の中で、理想的なものとして描いたものに近かったといえよう。立憲君主的なものにせよ、ジャコバン急進派的なものにせよ、議会政治が国民統合の軸であるということを、それらは示したのである。こう考えてみると、フランスは19世紀という約1世紀をかけて、その出発点たる議会共和政にもどったともいえるし、その道程があまりにも遠かったことは否めない。

しかし、民主主義とは、多様な政治的諸党派や社会的諸集団、そして多くの国民が政治にかかわり、活発な論議や政治的討議にかかわって国民的含意を形成していく政治システムである。その間、多くの論争や競争を経験する。しかし、むしろこのような過程を経ることによって民主主義は成熟していくものである。フランスで、多くの政治勢力が抗争や闘争を繰り返しながら政治にかかわっていった、その政治的競合の経験が、フランスの民主主義の発展と成熟に寄与していったといえよう。フランス第3共和政は、フランスの政治的伝統と、大革命の理念と、そしてそれ以後の激しい政治的変動という経験とが、すべて融合、合成されて完成していった総合的な産物なのである。それだけにそれは、しなやかな側面をもち、幾多の試練を乗り越えたところからくる強さをもっているのである。

もちろん、第3共和政は、議会中心とはいえ、そこには幾多の困難が待ち受けていた。とくに政治的抗争は激しく、内閣は平均して1年と続かなかった。それにもかかわらず、フランスが国家としての発展に、大きな支障をきたさなかったのは、官僚機構が整備されていたからであった。それは皮肉にも、絶対王政やナポレオン体制が残した遺産であった。こう考えてくると、第3共和政は議会共和政を掲げることになったが、その中軸をなしていたのは、王政やナポレオン帝政の伝統を受けつぐ行政官僚機構であった。そのためにフランスは、議会制の民主主義国家とはいえ、反面では、行政権優位の性格を今日でも色濃く残しているのである。

## 註

- (1) 拙稿「フランス革命と国民国家の形成(1)」『創価法学』第30巻第2・3合併号、同「フランス革命と国民国家の形成(2)」『創価法学』第31巻第1・2合併号参照。
- (2) William Fortescue, *The Third Republic in France 1870-1940 Conflicts and Continuities*, Routledge, London and New York, 2000, Preface.
- (3) 本稿の第3共和政の政治過程の流れについては主に以下の文献を参照した。これらの

- 文献に記されていることについては、あえて註記していないが、参考にさせていただいているものもある。A. Malet et P. Grillet, *XIX<sup>e</sup> SIÈCLE (1815-1914)*, *Librairie Hachette et C<sup>o</sup>*, 1919.
- Albert Malet et Jules Isaac, *Cours abrégé D'Histoire*, *Librairie Hachette*, 1922.
- Albert Malet et Jules Isaac, *Histoire contemporaine depuis le milieu du XIX<sup>e</sup> siècle*, *Librairie Hachette*, 1930.
- François Goguel, *La Politique des Partis sous la III<sup>e</sup> République*, Editions du SEUIL, 1946.
- Maurice Duverger, *Constitutions et Documents politiques*, Press Universitaires du France, 1960 (I) とする。
- Maurice Duverger, *Les Constitutions De la France*, Presses Universtaires de France, 1964. (II) とする。
- G. Bourgin, *La Troisième République 1870-1914*, Armand Colin, 1967.
- Pierre Barral, *Les Fondateurs de la Troisième République*, Arman Colin, 1968.
- Jean-Marie Mayeur, *Les débuts de la III<sup>e</sup> République 1871-1898*, éditions du Seuil, 1973.
- Theodore Zeldin, traduit de l'anglais par Anne Pétry et Simone Manceau, *Histoire des passions françaises 1848-1945*, 4.Colère et politique, Recherches, 1979.
- Paul M. Bouju et Henri Dubols, *La Troisième République, que sais-je?* Presses Universitaires de France, 1980.
- Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *Histoire Constitutionnelle de La France, que sais-je?* Presses Universitaires de France, 2000.
- Roger H. SOLTAU, *French Parties and Politics 1871-1921 with a new supplementary chapter dealing with 1922-1930*, New York Russell & Russell. Inc. ,1965.
- Emile Bourgeois, *History of Modern France 1815-1913*, Octagon Books, New York, 1972.
- Alfred Cobban, *A History of Modern France Volume 3:France of the Republics 1871-1962*, Penguin Books, 1978.
- Stephen J. Lee, *Aspects of European History 1789-1980*, Routledge, 1982.
- Jean-Marie Mayeur and Madeleine Rebérioux, translated by J. R. Foster, *The Third Republic from its Origins to the Great War, 1871-1914*. Cambridge University Press, 1984.
- Agatha Ramm, *Europe in the Nineteenth Century 1789-1905*, Longman, 1984.
- Stuart Miller, *Mastering Modern European History second edition*, Macmillan, 1997.
- アンドレ・モロワ『フランス史下』(平岡・中村・山上訳) 新潮社, 昭和28年。
- 西海太郎『フランス現代社会史』三一書房, 1953年。
- 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』有信堂, 昭和37年。
- 山本圭一編『フランス第三共和政の研究』有信堂, 1966年。
- 中木康夫『フランス政治史(上)』未来社, 1975年。
- 服部春彦・谷川稔編著『フランス近代史—ブルボン王朝から第五共和政へ—』ミネルヴァ書房, 1993年。
- M. デュヴェルジェ『フランス憲法史』(時本義昭訳) みすず書房, 1995年。
- 柴田・樺山・福井編『フランス3 19世紀なかば—現在』山川出版社, 1995年。
- 滝沢正『フランス法』三省堂, 1997年。
- 渡辺和行・南光彦・森本哲朗『現代フランス政治史』ナカニシヤ出版, 1997年。
- 福井憲彦編『フランス史』山川出版社, 2001年。
- (4) デュヴェルジェ(時本訳), 前掲書, 109-110頁。

- Maurice Duverger (II), *op. cit.*, pp. 85-86.
- (5) A. Malet et P. Grillet, *op. cit.*, p. 488.
- (6) Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *op. cit.*, p. 76.
- (7) *Ibid.*
- (8) 第2帝政研究において必見の書ともいえる Jean Tulard 編集による Dictionnaire du Second Empire, Librairie Arthème Fayard, 1995 の中にこの傾向ははっきり見てとれる。
- (9) G. Bourgin, *op. cit.*, p. 23.
- (10) *Ibid.*, p. 24.
- (11) G. Bourgin, *op. cit.*, p. 25.
- (12) *Ibid.*
- (13) Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *op. cit.*, pp. 80-81.
- (14) Paul M. Bouju et Henri Dubois, *op. cit.*, p. 7.
- (15) G. Bourgin, *op. cit.*, p. 26.
- (16) パリ・コミューンの資料は膨大にある。ここではコンパクトにまとまっているものとして次のものを例示するに止める。  
桂圭男『パリ・コミューン』岩波新書, 1971年。  
柴田三千雄『パリ・コミューン』中公新書, 昭和48年。  
桂圭男『パリ・コミューン パリが燃えた70日』教育社, 1981年。  
Jacques Rougerie, *Paris libre 1871, Seuil*, 1971.
- (17) Paul M. Bouju et Henri Dukois, *op. cit.*, p. 9.
- (18) 喜安朗「フランス第三共和政の形成と政治支配の論理—ブルジョワ支配と『制度民主主義』—『歴史学研究』第350号 10頁。
- (19) William Fortescue, *op. cit.*, pp. 26-27.  
(Thiers in the chamber of Deputies, 13 November 1872: Journal officiel de la République française, 14 November 1872, pp. 6981-2.)
- (20) Albert Malet et Jules Isaac, *op. cit.*, p. 333.
- (21) *Ibid.*, p. 332.
- (22) G. Bourgin, *op. cit.*, p. 39.  
Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *op. cit.*, p. 82.
- (23) Paul M. Bouju et Henri Pubois, *op. cit.*, p. 15.
- (24) 渡辺・南・森本, 前掲書, 11頁。
- (25) Pierre Bodineau et Michel Verpeaux, *op. cit.*, p. 83.
- (26) Albert Malet et Jules Isaac, *op. cit.*, p. 334.
- (27) *Ibid.*, p. 338.
- (28) アンドレ・モロワ (平岡・中村・山上訳), 前掲書, 586頁。
- (29) Albert Malet et Jules Isaac, *op. cit.*, p. 338.
- (30) Maurice Duverger (I), *op. cit.*, 1960, pp. 110-114.
- (31) 渡辺・南・森本, 前掲書, 14頁。
- (32) Albert Malet et Jules Issac, *op. cit.*, p. 339.
- (33) *Ibid.*, p. 341.
- (34) Jean-Marie Mayeur and Madeleine Rébérioux, *op. cit.*, p. 27.
- (35) *Ibid.*, p. 28.

- (36) *Ibid.*
- (37) 本池立「フランス第二帝政から第三共和政へ」『岩波講座世界歴史20 近代7』岩波書店, 1974年, 81頁。
- (38) Albert Malet et Jules Isaac, *op. cit.*, p. 343.
- (39) フランス革命以後の共和主義の問題については以下を参照。  
Philip Nord, *The Republican Moment Struggles for Democracy in Nineteenth-Century France*, Harvard University Press, 1995.  
Claude Nicolet, *L'idée Républicaine in France (1789-1924) D'Histoire Critique*, Gallimard, 1982.
- (40) John Plamenatz, *The Revolutionary movement in France 1815-71*, Longmans, Green and Co, 1952, pp. 158-178.
- (41) 拙稿「アドルフ・ティエールの政治軌跡 (1)」『創価法学』第10巻第2, 3号合併号, 拙稿「アドルフ・ティエールの政治軌跡 (2)」『創価法学』第10号第4号。
- (42) ガンベッタについては以下参照。  
J. P. T. Bury, *Gambetta and the Making of the Third Republic*, Longman, 1973.  
Jacques Chastenet, *Gambetta*, Fayard, 1968. 喜安朗, 前掲論文。
- (43) 喜安朗, 前掲論文, 14頁。
- (44) アンドレ・モロワ (平岡・中村・山上訳), 前掲書, 609頁。
- (45) アンドレ・モロワ (平岡・中村・山上訳), 前掲書, 623頁。